

# “想いを託せる”民事信託を活用した資産承継 ～相続税対策をしながら、収益ビルを子供たちに引き継がせる方法～

最近、相続準備として活用が目される“民事信託”。どのような信託にするのか？実際の運用はどうするのか？等は司法書士等の専門家に相談して行うのがベストですが、どんな活用が出来るかを知っておくと、これを使えば望んでいる相続対策が出来るかもしれないと気付かれる方も多いはずですよ。

【信託とは？】…信頼できる人（受託者）に自分（委託者）の財産を預けて“預ける目的”に従って財産の管理・運用等を任せること。

民事信託は“信託（信じて託す）内容が原則自由”となっているので、多種多様な活用方法が考えられ、遺言書では叶えられない想いを信託によって叶えることが出来ます。

そこで今回は“相続税対策をしながら、収益ビルを子供たちに引き継がせる方法”の具体的な例を中心に、民事信託がどんな役割をするのかについて勉強しましょう。

## 1. 民事信託で何が出来る？

## 2. 信託契約を具体的に見てみよう

例）父親名義の賃貸マンション1棟、賃貸アパート1棟、を信託契約する場合

## 3. 民事信託 と 遺言書 の果たす役割はどう違うの？

## 4. 成年後見制度と民事信託、役割の違いは？

## 5. 総括(オブザーバー)

日時

3月24日(木) 18:30～20:00

参加費

2,000円（資料代込）

定員

5名

場所

大分市高松1丁目7-8 サンメゾン高城102  
シェアオフィス102



勉強会リーダー

相続アドバイザー  
武田 三佳子



オブザーバー

司法書士ていーた事務所  
司法書士・行政書士  
亀田 朝恵

お申込み・お問い合わせは↓へ

myspace大分 |

検索

ホームページの【相続の学校大分 学校案内・勉強会申込みフォーム】からお申込みください。

株式会社myspace（相続の学校 大分 主宰）

大分市高松1丁目7-8 サンメゾン高城1F  
TEL：097-574-7591 FAX：097-574-7592  
営業時間10:00～18:00（水曜・日曜・祭日定休）

Facebook：https://www.facebook.com/souzoku.oita/

E-mail：info@myspace-oita.com / HomePage：www.myspace-oita.com

